

令和七年四月青森県規則第三十六号

青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例（令和七年三月青森県条例第二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（意見交換会の開催）

第三条 条例第九条第一項の規定による意見交換会は、次に掲げるところにより開催するものとする。

一 再生可能エネルギー発電施設の設置の場所（以下「設置場所」という。）の敷地境界線からの水平距離が次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める範囲内に居住する者、設置場所に隣接する土地及びその上にある建物を所有する者並びに設置場所の市町村に居住する者（以下「周辺地域の住民等」という。）に対して開催すること。

イ 当該意見交換会に係る再生可能エネルギー発電施設の設置が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第四項に規定する対象事業又は青森県環境影響評価条例（平成十一年十二月青森県条例第五十六号）第二条第四項に規定する対象事業に該当する場合 一キロメートル

ロ イに掲げる場合以外の場合 三百メートル

二 意見交換会の開催を予定する日時及び場所を意見交換会の開催を予定する日の二週間前までに、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める方法により周知すること。

イ 前号イ又はロに定める範囲内に居住する者 次の(1)又は(2)の方法

(1) 投函又は戸別訪問により書面を配布する方法

(2) 回覧板又は関係する市町村の協力を得て当該市町村の公報若しくは広報誌へ掲載する方法

ロ 設置場所に隣接する土地及びその上にある建物を所有する者並びに設置場所の市町村に居住する者 次の(1)から(3)までのいずれかの方法

(1) 投函又は戸別訪問により書面を配布する方法

(2) 回覧板又は関係する市町村の協力を得て当該市町村の公報若しくは広報誌へ掲載する方法

(3) インターネットを利用してこれらの者の閲覧に供する方法

三 再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする者が、条例第十条各号に掲げる事項について必要かつ適切な説明をすること。

四 意見及び質問（以下「意見等」という。）に回答するための質疑応答の機会を確保すること並びに当該再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする者が当該意見等に誠実に対応すること。

五 意見交換会の内容を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録すること。

六 意見交換会の開催後に意見等の提出先を定めて、二週間の期間において意見等を受け付けた上で、当該意見等に誠実に回答すること。

（意見交換会の開催の期限）

第四条 条例第九条第一項第一号に規定する規則で定める日は、環境影響評価法第三条の四第一項（同法第三条の十第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による公表を予定する日の九十日前の日とする。

2 条例第九条第一項第二号に規定する規則で定める日は、環境影響評価法第七条の規定による公告を予定する日の九十日前の日とする。

3 条例第九条第一項第三号に規定する規則で定める日は、青森県環境影響評価条例第七条の規定による公告を予定する日の九十日前の日とする。

4 条例第九条第一項第四号に規定する規則で定める日は、電気事業法（昭和三十九

年法律第七十号）第四十八条第一項の規定による届出を予定する日の百二十日前の日とする。

（意見交換会の開催の届出）

第五条 条例第九条第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 意見交換会の開催を予定する日時及び場所

三 再生可能エネルギー発電施設に係る再生可能エネルギー源の種類

四 設置場所

五 再生可能エネルギー発電施設の出力

六 再生可能エネルギー発電施設の設置に係る工事の開始の予定時期

七 再生可能エネルギー発電施設の運転の開始の予定時期

（意見交換会の開催状況の報告）

第六条 条例第九条第三項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

一 第三条第二号の規定による周知の状況

二 意見交換会を開催した日時及び場所

三 意見交換会に参加した者の数

四 周辺地域の住民等から述べられた意見等の概要及び当該意見等に対する回答

2 前項の報告には、前項各号に掲げる事項を明らかにする書類その他の必要な書類を添付するものとする。

（再生可能エネルギー発電施設設置計画案の届出の期限）

第七条 条例第十条の規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

一 当該再生可能エネルギー発電施設の設置が環境影響評価法第二条第四項に規定

する対象事業に該当する場合であつて、同法第三条の三第一項（同法第三条の十第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により計画段階環境配慮書を作成するとき 当該計画段階環境配慮書の公表を予定する日の六十日前までの日

二 当該再生可能エネルギー発電施設の設置が環境影響評価法第二条第四項に規定する対象事業に該当する場合であつて、同法第三条の三第一項（同法第三条の十第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による計画段階環境配慮書の作成をしないとき 同法第七条の規定による公告を予定する日の六十日前までの日

三 当該再生可能エネルギー発電施設の設置が青森県環境影響評価条例第二条第四項に規定する対象事業に該当する場合 同条例第七条の規定による公告を予定する日の六十日前までの日

（知事の意見の提出期間）

第八条 条例第十一条第一項の規則で定める期間は、六十日とする。

（説明会の開催の期限）

第九条 条例第十二条第一項に規定する規則で定める日は、電気事業法第四十八条第一項の規定による届出を予定する日の百二十日前の日とする。

（説明会の開催）

第十条 第三条の規定は、条例第十二条第一項の規定による説明会について準用する。

（説明会の開催の届出）

第十一条 第五条の規定は、条例第十二条第二項の規定による届出について準用する。

（説明会の開催状況の報告）

第十二条 第六条の規定は、条例第十二条第三項の規定による報告について準用する。

（条例第十三条の規定による届出）

第十三条 条例第十三条の規定による届出は、条例第十条各号に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

（条例第十四条第一項第三号の規則で定めるとき）

第十四条 条例第十四条第一項第三号に規定する規則で定めるときは、再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする者の氏名又は住所（法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したときとする。

（認定の申請に係る添付書類）

第十五条 条例第十五条第一項の規定による申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする者の住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）

二 再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令に係る手続の実施状況を示す書類
三 設置場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができるものと認められるための書類

四 再生可能エネルギー発電施設の設置が地域の自然環境、景観、歴史・文化等に對して及ぼし得る影響及びその予防措置の内容を説明する書類

五 再生可能エネルギー発電施設の維持管理に関する計画を記載した書類

六 意見交換会又は説明会を開催したことを証するために必要な書類

（条例第十五条第七項の規定による届出）

第十六条 条例第十五条第七項の規定による届出は、条例第十条各号に掲げる事項を記載した書面を提出して行うものとする。

2 前項の届出には、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十二條の二第三項の認定又は農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第七条第三項の認定を受けたことを証する書類を添付するものとする。

（変更の届出）

第十七条 条例第十七条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする者の氏名又は住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
- 二 設置場所（知事が別に定める軽微な変更に係るものに限る。）
- 三 再生可能エネルギー発電施設の出力（知事が別に定める軽微な変更に係るものに限る。）

（身分証明書）

第十八条 条例第二十条第二項に規定する身分を示す証明書は、別記様式による。

附 則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。

別記様式 (第 18 条関係)

表

第 号	身 分 証 明 書	
所 属		
職氏名		
年 月 日生		
上記の者は、青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例第 20 条第 1 項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。		
写真貼付		
年 月 日交付		
年 月 日限り有効		
青森県知事		
印		

裏

青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例 (抜粋)

(報告徴収及び立入検査)

第 20 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする者、再生可能エネルギー発電施設の設置をした者その他の関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする者、再生可能エネルギー発電施設の設置をした者その他の関係者の事業所、事務所若しくは再生可能エネルギー発電施設の設置をする場所に立ち入り、帳簿、書類、再生可能エネルギー発電施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(過料)

第 23 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

一・二 略

三 第 20 条第 1 項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

注 用紙の大きさは、日本産業規格 B8 横長とする。